

再犯防止対策推進会議（第6回）

議事次第

日時：令和3年12月24日（金）
14時00分～14時20分
場所：総理官邸2階小ホール

1. 開会

2. 古川法務大臣（議長）挨拶

3. 議事

- （1）再犯の防止等の推進に関する法律の施行状況について
- （2）再犯の防止等に関する施策の年次報告（再犯防止推進白書）について

4. 磯崎内閣官房副長官（副議長）挨拶

5. 閉会

【配布資料】

- 資料1 再犯の防止等の推進のための今後の検討方針
- 資料2 再犯防止推進計画の基本方針と成果目標
- 資料3 再犯の防止等の推進に関する政府の取組（概要）
- 資料4 再犯の防止等の推進に関する政府の取組（詳細版）
- 資料5 令和3年版再犯防止推進白書（概要）

再犯の防止等の推進のための今後の検討方針

再犯防止推進法（平成28年12月施行）

再犯の防止等に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたもの

第1条～第5条	目的、定義、基本理念、国等の責務、連携・情報の提供等
第6条	再犯防止啓発月間（7月）
第7条～第8条	再犯防止推進計画、地方再犯防止推進計画
第9条	法制上の措置等
第10条	年次報告（再犯防止推進白書）
第11条～第24条	基本的施策

再犯防止推進法の施行状況の検討

○ 附則第2条（検討）

国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⇒ **令和3年12月に施行後5年を迎えるため、施行状況の検討が必要**

再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）

○ 再犯防止推進法第7条に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が取り組むべき具体的な施策（再犯防止推進法第11条から第24条までの基本的施策に対応）を定めたもの

○ 同法第7条第6項により5年ごとに見直すこととされ、**現計画の計画期間は令和4年度末までであるため、令和4年度中に計画の見直しが必要**

対応方針

再犯防止推進法／再犯防止推進計画に基づく施策の実施状況等の取りまとめ

- 主な取組や成果の取りまとめ
- 今後の課題等の整理



今後の対応（～令和4年度）

令和3年12月～令和4年1月

- 再犯防止推進法施行状況の検討結果の報告等

令和4年1月～

- 新計画の策定に向けた検討（再犯防止推進計画等検討会）
⇒ 同年5月頃、新計画の「骨子案」の策定を予定

令和4年度内

- 新計画の閣議決定

再犯防止推進計画の基本方針と成果目標

再犯防止推進計画

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、**5つの基本方針**の下、**7つの重点課題**について115の具体的施策を盛り込んだ初めての計画（計画期間／平成30年度から令和4年度末までの5年間）

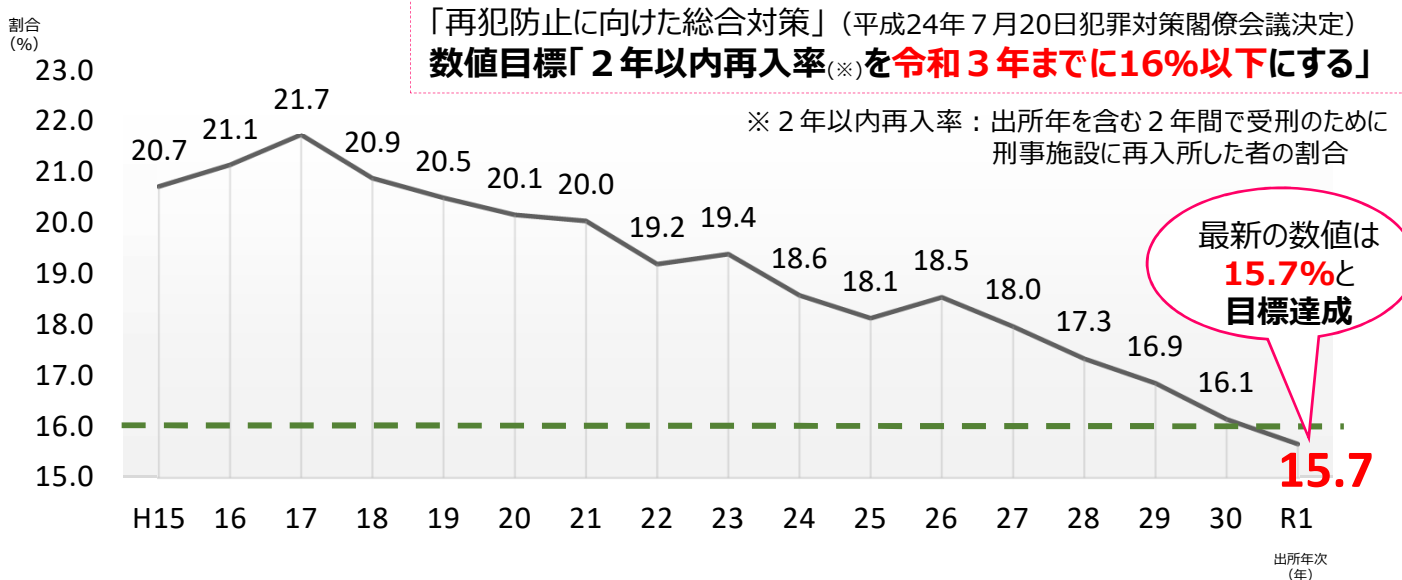
5つの基本方針

- ① 国・地方・民間の緊密な連携協力の確保
- ② 切れ目のない指導及び支援の実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識して実施
- ④ 社会情勢等に応じた効果的な施策の実施
- ⑤ 広報等による国民の関心と理解の醸成

7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援
- ④ 特性に応じた効果的な指導
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の促進
- ⑥ 地方公共団体との連携強化
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

成果指標：出所受刑者の2年以内再入率の推移



再犯の防止等の推進に関する政府の取組（概要）

資料 3

～再犯の防止等の推進に関する法律の施行から～

対象者の生活環境の整備に関する取組

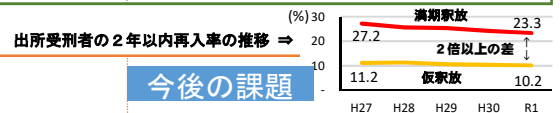
主な取組	主な成果	今後の課題
① 就労の確保 <ul style="list-style-type: none"> 受刑中・出所後における就労能力の強化 就労先の確保や職場定着に向けた取組（コレワークの拡大、更生保護就労支援事業の実施等） 	<ul style="list-style-type: none"> 矯正施設在所中の就職内定数 実際に雇用している協力雇用主数 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援対象者の一層の掘り起こし 多様な業種の協力雇用主の開拓（建設業が過半数） 刑終了後の就労継続状況等、取組の効果を踏まえた指導・支援策の検討
② 住居の確保 <ul style="list-style-type: none"> 更生保護施設及び自立準備ホームにおける出所者等の受入れ 居住支援法人と連携した住居確保支援 	<ul style="list-style-type: none"> 帰るべき場所のない刑務所出所者の数（人） 	<ul style="list-style-type: none"> 更生保護施設や自立準備ホームの受入れ・処遇機能の強化 更生保護施設退所者等に対する訪問支援の充実強化 居住支援法人との連携強化
③ 学校等と連携した修学支援 <ul style="list-style-type: none"> 高校進学や高卒認定試験合格に向けた支援 高校教育機会の提供（通信制高校との連携） 	<ul style="list-style-type: none"> 高卒認定試験全科目合格者率（少年院） 	<ul style="list-style-type: none"> 高校卒業に向けた継続的な支援 通信制高校と連携した単位認定の推進 進学・復学に向けた支援の充実

対象者の特性に応じた処遇

主な取組	主な成果	今後の課題
④ 高齢・障害のある者への支援 <ul style="list-style-type: none"> 受刑中の段階における福祉的支援 出所段階における地域の福祉へのつなぎ 起訴猶予者等に対する入口段階での支援 	<ul style="list-style-type: none"> 支援対象者数の増加 矯正施設における社会復帰支援指導プログラム 地域生活定着支援センターと連携した特別調整 保護観察所と検察庁が連携した更生緊急保護の重点実施 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活定着支援センター等の保健医療・福祉関係機関との連携の強化 更なる支援の充実に向けた実施体制の充実
⑤ 薬物依存を有する者への支援 <ul style="list-style-type: none"> 認知行動療法に基づいた専門的なプログラムの実施 地域の保健医療機関や民間支援団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 罪名別2年以内再入率（覚醒剤取締法違反）の低下 18.7%（H28年）⇒ 15.8%（R元年） 医療機関等による治療等を受けた保護観察対象者の増加 333人（H28年度）⇒ 613人（R2年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関と連携した処遇体制の構築 医学的知見を活用した処遇の充実 大麻事犯者の特性を踏まえた処遇の充実
⑥ 性犯罪者・ストーカー加害者等の成人に対する指導 <ul style="list-style-type: none"> 犯罪傾向などの特性を踏まえたアセスメントの実施 性犯罪者等に対する専門的処遇の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 刑事施設・保護観察所が行う性犯罪者処遇プログラムの効果検証 ⇒ 再犯抑止効果 	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪者処遇プログラムの更なる充実 医療機関等の関係機関と連携強化 性犯罪者等へのGPS機器装着の義務付けに関する検討
⑦ 少年・若年者に対する指導及び支援 <ul style="list-style-type: none"> 少年鑑別所の地域の関係機関と連携した心理相談 発達上の課題を有する犯罪をした者等の特性に応じた指導等 	<ul style="list-style-type: none"> 少年鑑別所において、福祉・保健機関から依頼を受けて実施した心理相談等の件数増加 1,332件（H29年度）⇒ 2,308件（R2年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所等の関係機関との連携強化 若年受刑者の特性に応じた処遇の充実 更生保護施設における少年処遇の充実

再犯防止推進計画加速化プランに基づく取組

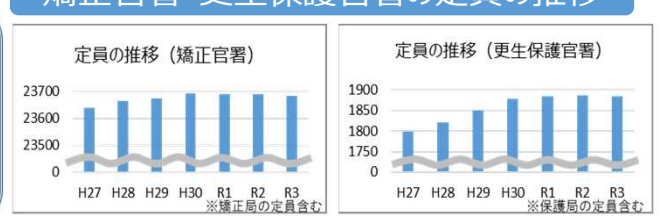
主な取組	主な成果	今後の課題
⑧ 満期釈放者対策 <ul style="list-style-type: none"> 矯正施設在所中の生活環境の調整 更生保護施設職員による退所者等に対する生活相談 	<ul style="list-style-type: none"> 適当な居住先のない満期釈放者数 5,577人（H27）⇒ 3,266人（R2） 満期釈放者の2年以内再入率 27.2%（H27出所者）⇒ 23.3%（R元出所者） 	<ul style="list-style-type: none"> 民間協力者等との協働・連携強化による地域における継続的支援体制の構築 更生緊急保護制度の拡充
⑨ 保護司等民間協力者の確保 <ul style="list-style-type: none"> 保護司の適任者確保の推進（更生保護サポートセンターの設置、保護司活動のICT化、保護司活動インターンシップの実施等） 	<ul style="list-style-type: none"> 更生保護サポートセンターを全国全ての保護司会（886地区）に整備 保護司専用ホームページの運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> 保護司数の減少、保護司の高齢化への更なる対応 ▶ 保護司活動における負担軽減 ▶ 幅広い層からの人材確保
⑩ 再犯防止活動への民間資金の活用 <ul style="list-style-type: none"> SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）を活用した非行少年への学習支援事業の開始 立ち直し支援活動への民間資金の活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 国が主導する初のSIB案件について3年間の事業スキームを構築・開始 「立ち直し応援基金」の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止分野におけるSIB事業の推進 地方公共団体において再犯防止分野におけるPFS/SIBの活用の促進
⑪ 地方公共団体との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> 地域再犯防止推進モデル事業を36団体において実施 先進的な取組の横展開と地域のネットワーク構築 	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業において地域の実情に応じた取組を実施 地方再犯防止推進計画等の策定数 221団体（R3.10.1時点） 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対する財政的支援を含めた更なる支援策の検討 国・都道府県・市町村の役割分担の明確化



再犯防止に関する法務省関連予算の推移



矯正官署・更生保護官署の定員の推移



再犯の防止等の推進に関する政府の取組（詳細版）

対象者の生活環境の整備に関する取組

- ① 就労の確保（P.3）
- ② 住居の確保（P.4）
- ③ 学校等と連携した修学支援（P.5）

再犯防止推進計画加速化プランに基づく取組

- ⑧ 満期釈放者対策（P.12）
- ⑨ 保護司等民間協力者の確保（P.13）
- ⑩ 再犯防止活動への民間資金の活用（P.14）
- ⑪ 地方公共団体との連携強化（P.15）

対象者の特性に応じた処遇

- ④ 高齢・障害のある者への支援（P.7）
- ⑤ 薬物依存を有する者への支援（P.8）
- ⑥ 性犯罪者・ストーカー加害者等の成人に対する指導（P.9）
- ⑦ 少年・若年者に対する指導及び支援（P.10）

その他の再犯防止に向けた取組

- ⑫ 関係機関の人的・物的体制の整備（P.18）
- ⑬ 情報の共有，検証，調査研究の推進（P.19）
- ⑭ その他再犯防止に関する広報活動等（P.20）

再犯防止に関する予算等

再犯防止の推進に関する法務省予算等の推移
（P.22）

対象者の生活環境の整備に関する取組

- ① 就労・住居の確保 (1)
～就労の確保～
- ② 就労・住居の確保 (2)
～住居の確保～
- ③ 学校等と連携した修学支援

① 就労・住居の確保(1) ～就労の確保～

主な取組

1. 受刑中(矯正施設内)の段階における就労能力の強化や就労先の確保に向けた取組

- 矯正施設に就労支援スタッフ・就労支援専門官の配置
 - ▶ 職業適性等把握のためのアセスメント・個別面接を実施
 - ・就労支援スタッフ：刑事施設76庁・少年院43庁（R3年度）
 - ・就労支援専門官：刑事施設13庁・少年院3庁（R3年度）
- 職業訓練等の充実
 - ▶ 外部通勤作業（R2年度末実績：17庁・21箇所）
 - ▶ 職場体験の実施（H30～R2年度：69人実施）
- ハローワーク相談員の矯正施設駐在支援
 - ▶ R3年度：刑事施設35庁・少年院1庁において実施
- コレワークの拡大
 - ▶ 全国2箇所⇒全国8矯正管区で運用開始（R2年度～）



職業訓練（介護福祉科）

2. 出所後の保護観察段階等における就労先の確保や職場定着に向けた取組

- 新たな協力雇用主の開拓・確保
 - ▶ 法務大臣が経済団体のトップと面会し、協力雇用主の開拓等に向けた協力を依頼
 - ▶ 広報活動の実施及び関係機関との連携により、多様な業種の協力雇用主の確保のための取組を実施
- 更生保護就労支援事業の実施
 - ▶ R3年度：全国23庁において実施（単年度契約）
 - ▶ 保護観察対象者等に対するきめ細かな就職活動支援を実施
 - ▶ 就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主と保護観察対象者等の双方に行う職場定着支援を実施

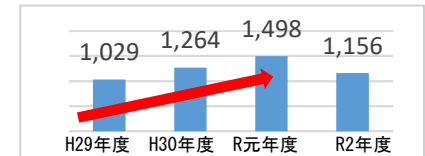


協力雇用主ポスター

主な成果

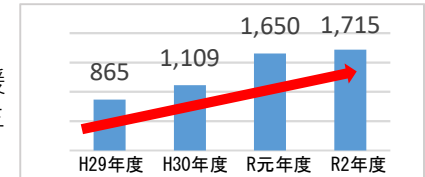
○ 矯正施設在所中の就職内定数

- ▶ 就労支援対象者のうち、矯正施設在所中に就職した者が増加



○ コレワークに対する相談件数

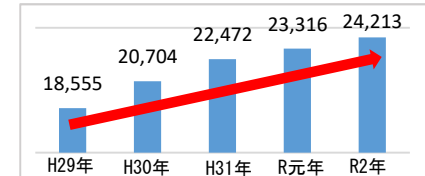
- ▶ 事業主等に対する広報活動や支援を全国的に展開したところ、事業主等からの相談件数が増加



○ 協力雇用主数

- ▶ 経済団体の協力を得るなどして、協力雇用主数が増加

※H31年までは4月1日現在、R元年以降は10月1日現在



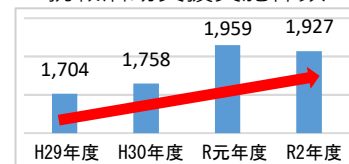
○ 実際に雇用している協力雇用主数

- ▶ 保護観察対象者等を実際に雇用している協力雇用主数が増加

H26.4 472社
R元.10 1,556社

○ 更生保護就労支援事業における支援の実施件数

- ▶ 就職活動支援実施件数
- ▶ 職場定着支援実施件数（R2年度～）
R2年度：1,060件



※R2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により就労実績等が落ち込んだ。

今後の課題

○ 矯正施設における就労支援実施体制の充実強化

- ▶ 就労支援専門官・就労支援スタッフによる就労支援対象者の一層の掘り起こし
- ▶ 雇用ニーズを踏まえた職業訓練の充実・強化
- ▶ コレワークにおける地域の実情に応じた雇用主への支援の実施
- ▶ 就労につながる農福団体の把握や連携体制の構築・強化

○ 共通の課題

- ▶ 刑終了後の就労継続状況等、取組の効果等を踏まえた効果的な指導・支援の充実・強化

○ 更生保護官署における就労支援実施体制の充実強化

- ▶ 実際に刑務所出所者等を雇用する協力雇用主数の拡大
- ▶ 現在建設業が過半数を占めている協力雇用主について、多様な業種の開拓
- ▶ 更生保護就労支援事業の充実
- ▶ 無職の保護観察対象者等に対する再就職支援の強化
- ▶ 刑務所出所者等就労奨励金制度による就労継続支援の充実

② 就労・住居の確保(2) ～住居の確保～

主な取組

1. 更生保護施設及び自立準備ホームにおける受入れ促進等

▶ 更生保護施設

- ・ 帰るべき場所がない刑務所出所者等に宿泊場所や食事を提供し、専門の職員によって自立に向けた生活指導や職業補導等を実施（民間法人が運営）
- ・ 全国**103施設**（定員**2,402人**（R3.4.1現在））

- ・ **補導職員配置基準数の増、更生保護施設の計画的な整備（改築・改修等）の実施等により、帰るべき場所がない刑務所出所者等を年間約8,000人保護**

- ・ **高齢・障害者、薬物事犯者等に対する処遇を実施**
福祉スタッフ（全国71施設(H28)→74施設(R2)）
薬物処遇専門スタッフ（全国25施設）を配置
- ・ **更生保護施設退所後の継続的な支援を実施**



更生保護施設外観

▶ 自立準備ホーム

- ・ あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人や会社法人等の多様な民間法人・団体が、帰るべき場所がない刑務所出所者等に宿泊場所と自立に向けた生活支援を提供
- ・ 全国**352事業者**（H28.4.1現在）→ **447事業者**（R3.4.1現在）

→ 帰るべき場所がない刑務所出所者等を**年間約1,700人保護**

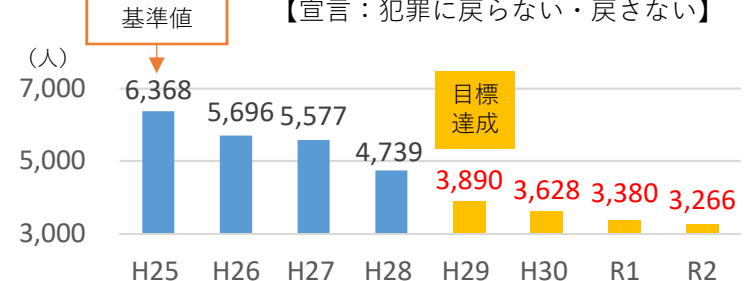
2. 居住支援法人と連携した住居確保支援

- ・ 保護観察対象者等の定住先確保のため、居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する居住支援の担い手）との連携の在り方について、関係省庁等と協議を実施

主な成果

1. 帰るべき場所のない刑務所出所者の数が減少

目標：2020年(R2)までに帰るべき場所がない刑務所出所者の数を3割以上減少させる（目標値4,450人以下）
【宣言：犯罪に戻らない・戻さない】



○ 満期釈放者の2年以内再入者数が減少

目標：2022年(R4)までに満期釈放者の2年以内再入者数を2割以上減少させる（目標値2,000人以下）
【再犯防止推進計画加速化プラン】

H25～H29年出所者平均	2,726人	← 基準値
H30年出所者	2,114人	
R元年出所者	1,936人	目標達成

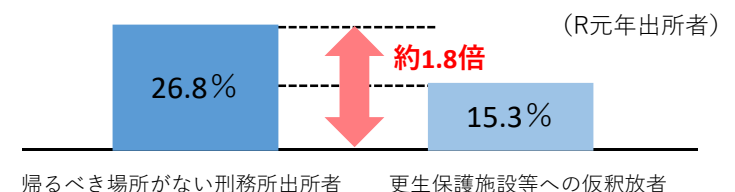
2. 居住支援法人との連携体制の構築

- ・ 関係省庁との連携強化
「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」（R2～）
地方支分部局単位での連携会議等の開催（R2～）
- ・ 居住支援法人との連携強化
居住支援協議会※への参画 18件（R3.6末現在）
※住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立するもの

今後の課題

- 刑務所出所者等の受入れ・処遇体制の整備
 - ・ 帰るべき場所がない刑務所出所者等の数を減少させるため、更生保護施設の計画的な整備を推進するとともに、更生保護施設や自立準備ホームの**受入れ・処遇機能の強化**を図る
- “息の長い”支援の実施
 - ・ 地域における継続的支援体制を構築するため、更生保護施設退所者等に対する訪問支援の充実強化や、積極的に居住支援協議会へ参画し、定住先確保に向けた**居住支援法人との連携強化**を図る

○ 住居の有無別の刑務所出所者の2年以内再入率



③ 学校等と連携した修学支援

主な取組

少年院在院者について、高等学校中退や中学卒業の割合が6割余りであること等を踏まえ、以下の取組を実施

1. 少年院在院者に対する修学情報の提供

- ▶ 民間の事業者による修学支援デスクを設置し、希望する進学等のための情報を提供

2. 矯正施設・保護観察所と学校関係者との相互理解・協力の促進

- ▶ 学校等と連携した修学支援の実施のため、保護観察・少年院送致となった少年について、学校等との連携により円滑に復学した事例等の取りまとめ

3. 高等学校卒業程度認定試験の指導體制の充実

- ▶ 少年院において、高等学校卒業程度認定試験の重点的な受験指導を行うコースを設置し、外部講師を招へいする等の体制を整備（H30年度からは13庁に拡大）

4. 少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供

- ▶ R2年度に「在院者に対する高等学校教育機会の提供に関する検討会」を立上げ。少年院と広域通信制高校との連携により、在院者に対する通信制高校への入学や在院中の学習支援の在り方等について、報告書を取りまとめ、制度改正を実施

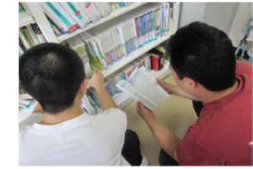
5. 保護観察対象者に対する修学支援等の実施

- ▶ 保護観察所における類型別処遇に「就学」類型を新設し、類型ごとの処遇指針を示した「類型別処遇ガイドライン」を踏まえ、必要に応じて学校と連携し修学に関する助言等を行ったほか、保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携し、学習支援等を実施

主な成果

少年院で修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時復学・進学が決定した者の割合

H30年	35.7%	} 3年平均 32.3%
R元年	27.9%	
R2年	33.3%	



少年院における学習支援

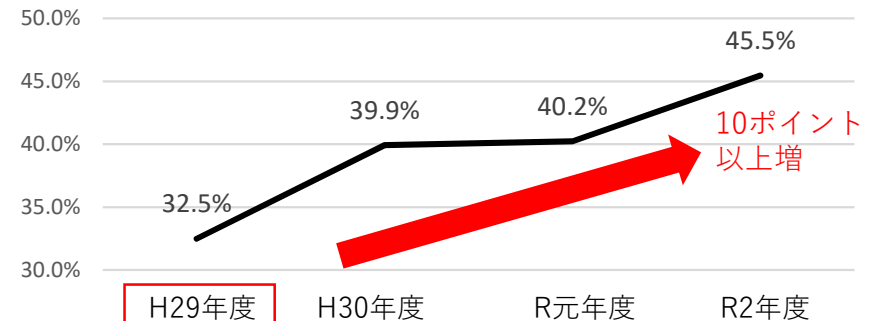
1. 修学支援デスク利用者数

H30年	257人
R元年	266人
R2年	254人

2. 復学・進学等に向けた支援の事例の周知

関係機関との連携による復学・進学等に向けた支援についての事例集を矯正施設、保護観察所及び学校関係者に対して周知

3. 高卒認定試験全科目合格者率（少年院）



再犯防止推進計画策定

4. 高等学校教育機会の提供

R3年度から、モデル事業として、少年院（7庁）と通信制高校の連携開始

5. 保護観察対象者に対する修学支援等の実施

保護観察所における係属事件の就学類型認定状況（R2年度末時点）
1,163人

今後の課題

- 少年院在院中からの高等学校教育機会提供の更なる推進、少年院の矯正教育の通信制高校での単位認定の推進
- 少年院出院後の学びと高校卒業に向けての継続的な支援
- 保護観察所における修学支援について現状分析を行い、保護観察対象者の進学・復学に向けた支援の更なる充実を図る



対象者の特性に応じた処遇

- ④ 保健医療・福祉サービスの利用の促進 (1)
～高齢・障害のある者への支援～
- ⑤ 保健医療・福祉サービスの利用の促進 (2)
～薬物依存を有する者への支援～
- ⑥ 犯罪をした者等の特性に応じた指導及び支援 (1)
～性犯罪者・ストーカー加害者等の成人に対する指導等～
- ⑦ 犯罪をした者等の特性に応じた指導及び支援 (2)
～少年・若年者に対する指導及び支援～

④ 保健医療・福祉サービスの利用の促進(1) ～高齢・障害のある者への支援～

主な取組

1. 受刑者等に対する支援

○ 受刑中の段階（矯正施設）における福祉的支援

- ▶ 矯正施設の福祉専門官配置数の拡大による、被收容者の福祉的支援の充実（H28年度：36施設 ⇒ R3年度：**67施設**）
- ▶ 全国の刑事施設で高齢・障害者に対する社会復帰支援指導プログラム（健康運動指導や福祉制度に関する基礎的知識の習得等）を実施（H29年度～）

○ 出所段階における特別調整（地域の福祉へのつなぎ）

- ▶ 適当な帰住先のない高齢又は障害のある受刑者等に対し、矯正施設出所後、福祉サービス等を受けられるよう、地域生活定着支援センターと連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる**特別調整等**を実施
- ▶ 特別調整対象者の早期の選定、帰住地確保を促し、仮釈放につなげるため、地方更生保護委員会が特別調整の手續に関与（R3年度～）
- ▶ 保護観察所において、関係機関等と連携した支援を行うため、社会復帰対策班を設置（R3年度～）

2. 起訴猶予者・全部執行猶予者等に対する支援

- ▶ 更生緊急保護の重点実施等において、起訴猶予処分となった高齢又は障害のある者等を含む福祉的支援等が必要な者に対して専門的な支援を実施
- ▶ 法務省と厚生労働省による「入口支援の実の方策等の在り方に関する検討会」を踏まえ、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする被疑者・被告人に対し、地域生活定着支援センターと連携した支援を開始（R3年度～）

主な成果

○ 社会復帰支援指導プログラム受講開始人員

343人（H29年度） → **462人**（R2年度）



理学療法士による指導

○ 出所受刑者数が減少する一方、特別調整対象者数は横ばいで推移

- ▶ 特別調整終結人員
704人（H28年度） → **767人**（R2年度）

○ 地域生活定着支援センターによる継続的な支援の実施人員

- ▶ 矯正施設出所後受入れ先に帰住した人員
695人（H28年度） → **771人**（R2年度）
- ▶ 矯正施設出所後も継続して支援を実施した人員
2,037人（H28年度） → **2,237人**（R2年度）

○ 支援実施件数の増加

- ▶ 保護観察所が行う検察庁との連携による更生緊急保護の重点実施等件数
199件（H28年度） → **484件**（R2年度）



「いきいき体操」歩行訓練
（西条刑務支所）

今後の課題

- 高齢・障害のある者への更なる支援の充実に向けた実施体制の充実
- 地域生活定着支援センター等の保健医療・福祉関係機関との連携の強化
- 地域生活定着支援センターを始めとする福祉的支援の実施体制の充実

⑤ 保健医療・福祉サービスの利用の促進 (2) ～薬物依存を有する者への支援～

主な取組

1. 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施

- ▶ 矯正施設及び保護観察所においては施設内から社会内への一貫した専門的指導プログラムを実施
 - ・ **刑事施設**における薬物依存離脱指導 **7,707人** (R2年度)
 - ・ **少年院**における薬物非行防止指導 **293人** (R2年度)
 - ・ **保護観察所**における薬物再乱用防止プログラム **3,502人** (R2年)
- ▶ 札幌刑務支所(女子)において、H31年度から、薬物依存からの「回復」に焦点を当てたプログラムを開始し、出所後に依存症回復支援施設に帰住等するための支援を行うモデル事業を実施
- ▶ 更生保護施設の一部を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定して薬物処遇専門スタッフ(全国25施設)を配置し、専門的処遇を実施

2. 薬物依存症の専門医療機関及び相談支援の充実

- ▶ 都道府県及び指定都市において、相談拠点と専門医療機関の指定を進めるとともに、医療従事者及び相談員の対応力向上のための研修、回復支援プログラム、民間団体支援、家族支援、相談窓口の周知等の普及啓発を実施

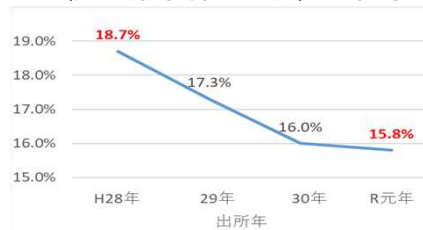
3. 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討

- ▶ 法務省及び厚生労働省において「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会」(H30年～)を開催

主な成果

1. 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施

- ・ 罪名別2年以内再入率(覚醒剤取締法違反)の低下



- ・ 医療機関等による治療・支援を受けた保護観察対象者の増加



○ 女子依存症回復支援センターにおける指導の実施

- ▶ 受刑段階から出所後の支援と直結した指導及び女性特有の問題に着目したプログラムを開発、実施

○ 更生保護施設における処遇の実施

- ▶ 年間約800人を受け入れ、薬物依存からの回復に重点を置いた専門的処遇を実施

2. 薬物依存症の専門医療機関及び相談支援の充実

- ▶ 薬物依存症に関する相談から医療、回復支援までの支援体制が地域ごとに構築されるとともに、相談技術や専門医療技術の向上が図られた

3. 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討

- ▶ R3年5月時点で「中間取りまとめ」を公表
 - ・ 地方公共団体や医療機関等との連携強化などが更なる検討課題

今後の課題

○ シームレスな支援を実現するための施策・体制の更なる充実

- ・ 法務省と厚生労働省において緊密に連携しながら、薬物事犯者を法務省関係機関から保健医療機関、民間支援団体等にシームレスにつなげることができるようにするための施策・体制の更なる充実を図る
- ・ 若年者を中心に急増する大麻事犯者の特性を踏まえた処遇等の充実を図る
- ・ 保護観察所において、薬物依存のある保護観察対象者等に対して、医療機関と連携した中間処遇を実施する体制を構築するなど、医学的知見をこれまで以上に活用した処遇の充実を図る

○ 薬物依存症の専門医療機関及び相談支援機関の更なる充実

- ・ 引き続き専門医療機関の充実を図るとともに、保健所や精神保健福祉センターの相談対応能力の更なる向上を図る



薬物依存離脱指導

⑥ 犯罪をした者等の特性に応じた指導及び支援(1) ～性犯罪者・ストーカー加害者等の成人に対する指導等～

主な取組

1. アセスメント手法の確立と適切な実施

処遇方針検討のためのアセスメントツールの導入

- ▶ 刑事施設において、Gツール（受刑者用一般リスクアセスメントツール）（H29.11～）を、保護観察所において、C F P（Case Formulation in Probation/Parole）（R3.1～）を導入

2. 性犯罪者等に対する専門的処遇

- ▶ 法務省において、性犯罪者に対する専門的処遇の一層の充実を図るための有識者検討会を開催し、報告書を公表したほか、R2年には、性犯罪者処遇プログラムの処遇効果の検証を実施
- ▶ R2年度から、矯正施設収容中の性犯罪者の生活環境の調整において、医師等の専門家に対し、治療の必要性に係るアセスメントや必要な助言、治療の動機付けを依頼し、性犯罪受刑者等に対する生活環境の調整の充実強化を図った

3. ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究

- ▶ H26年に警察においてストーカー事案として相談等受理され罰金刑以上の処分を受けた者について、一定期間における再犯の状況等の調査を行った

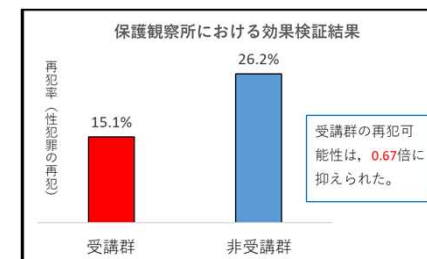
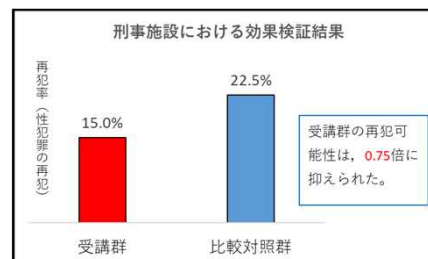
主な成果

1. 適切なアセスメントの実施

- ▶ Gツールの活用
 - ・科学的根拠を踏まえた犯罪傾向の進捗の判定
 - ⇒各種改善指導プログラムの対象者の適切な選定が可能に
- ▶ C F Pの活用
 - ・保護観察対象者の特性等の情報を網羅的に検討
 - ⇒再犯リスク等を踏まえた処遇方針の決定が可能に

2. 性犯罪者等に対する専門的処遇

- ▶ 効果検証により、刑事施設・保護観察所が行う性犯罪者処遇プログラムの再犯抑止効果が明らかになった



3. ストーカー加害者に対する指導等

- ▶ 調査研究の結果等を踏まえ、刑事施設及び保護観察所において、ストーカー加害者に対してより効果的な処遇を実施するための執務参考資料の作成を進めている

今後の課題

- **性犯罪者等に対する専門的処遇**
 - ・ 有識者検討会の報告書等を踏まえ、令和4年度中を目途として、性犯罪者処遇プログラムの内容や実施・運用体制の更なる充実を図る
 - ・ 保護観察官を対象とした性犯罪者処遇に関する研修の充実など性犯罪者に対する処遇の充実強化を図るほか、保護観察対象者に関する情報を医療・福祉機関等へ適切に共有し、関係機関等との連携を推進する
 - ・ 刑事手続終了後も地域において性犯罪者への支援が実施できるよう、地方公共団体への支援を実施する
- 性犯罪者等へのG P S機器装着の義務付けについて諸外国の制度を調査し、それを踏まえて所要の検討を実施する
- **ストーカー加害者に対する指導等**
 - ・ R3年に審議がなされたストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議も踏まえ、医療機関等の関係機関と連携した再犯防止の取組を推進する

⑦ 犯罪をした者等の特性に応じた指導及び支援(2) ～少年・若年者に対する指導及び支援～

主な取組

1. 関係機関と連携したきめ細かな支援等

- ▶ 少年院送致後から保護観察期間満了まで一貫した処遇を行うためのケース検討会を始めとする関係機関による重層的な指導・支援
- ▶ 少年鑑別所における地域援助業務を通じ、各地域の児童相談所、警察等をはじめとする関係機関とのネットワークの構築
- ▶ 関係機関と連携した計画的・継続的な生活環境の調整

2. 少年鑑別所における観護処遇の充実

- ▶ 在所者の特性を踏まえた援助・助言とともに、健全な育成に資する学習等の機会の提供として、各種学習教材・ワークブック等の提供、招へい講師による講話等を実施

3. 保護者との関係を踏まえた指導等の充実

- ▶ 少年院において、少年院在院者とその保護者との関係改善や保護者の監護能力の向上等を図るため、保護者に対して、保護者ハンドブックの提供や面接、保護者参加型プログラムを実施
保護観察所においても保護者会を実施し、対象者の処遇に対する理解・協力の促進等を図るための指導・助言を実施

4. 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等

- ▶ H29年から法制審議会において調査審議(R2年答申)



地域交流会の様子

5. 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導方法の確立と実施

- ▶ 少年院において、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たって「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を活用
- ▶ 保護観察所における類型別処遇において、R2年度から「発達障害」類型を新設し、類型ごとの処遇の指針である「類型別処遇ガイドライン」を踏まえた処遇を実施

主な成果

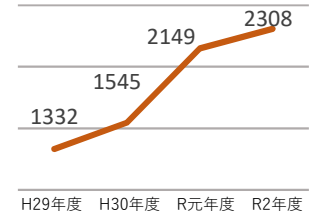
1. 関係機関と連携したきめ細かな支援等

- ▶ 少年鑑別所において、福祉・保健機関との連携を推進した結果、心理相談等の依頼が増加。幅広く寄せられた相談内容に対するきめ細かな支援を実施

県警サポートセンターとの協定書締約 **18庁**

要保護児童対策地域協議会への参画 **28庁**

福祉・保健機関から依頼を受けて実施した心理相談等の件数



2. 少年鑑別所における観護処遇の充実

- ▶ 少年鑑別所において、地域の関係機関や民間ボランティア等との協力体制を強化し、在所者の特性やニーズに対応した実施内容を拡充

3. 保護者との関係を踏まえた指導等の充実

保護者ハンドブック配布数

H30～R2年のべ **5,973冊**

保護者参加型プログラム参加人数

H30～R2年のべ **6,582人**

4. 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等

- ▶ R3.5.21「少年法等の一部を改正する法律」成立 (R4.4.1施行)

5. 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等

- ▶ 少年院においては、H30年度から身体機能向上に着目した指導を導入し、指導内容を充実強化

- ▶ 保護観察所における係属事件の発達障害類型認定状況 **896人** (R2年度末時点)

今後の課題

- 児童相談所等関係機関との緊密な連携が不可欠であり、切れ目のない支援ができるよう、一層の充実・強化を図る
- 地域の関係機関や民間ボランティア等との協力を強め、少年鑑別所在所者の多様な特性やニーズに対応した処遇の充実を図る
- 少年院の知見・施設を活用して、若年受刑者(おおむね26歳未満の受刑者をいう。)の特性に応じた処遇の充実を図る
- 保護観察におけるしよく罪指導や就労・修学支援の充実強化を図るとともに、更生保護施設における少年処遇の充実を図る
- 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する処遇の更なる充実を図る

再犯防止推進計画加速化プランに基づく取組

- ⑧ 満期釈放者対策
- ⑨ 民間協力者の活動の促進（1）
～保護司等民間協力者の確保～
- ⑩ 民間協力者の活動の促進（2）
～再犯防止活動への民間資金の活用～
- ⑪ 地方公共団体との連携強化

⑧ 満期釈放者対策

主な取組

1. 矯正施設収容段階での生活環境の調整の充実強化等

- ・可能な限り満期釈放ではなく仮釈放し、釈放後の保護観察につなげる
- ・満期釈放となる者についても、事前に釈放後の帰住先や支援を調整

▶ 地方更生保護委員会の保護観察官を刑事施設に駐在配置

- ・生活環境の調整のための面接の積極的な実施

▶ 仮釈放の積極的な運用を図るための運用方針の策定等

- ・受刑早期からのアセスメントに基づいた適切な矯正処遇・帰住地調整・就労支援等による仮釈放の適正かつ積極的な運用
- ・釈放後の保護観察による指導・支援の確保

▶ 高齢又は障害のある矯正施設入所者に係る特別調整等の福祉サービス等の確保のための関係機関の連携の促進

2. 満期釈放者の受入れ体制の確保

- ▶ 帰るべき場所がない刑務所出所者等の帰住先や就労先等の確保

3. 満期釈放後の継続的支援

- ▶ 更生緊急保護制度の活用により、満期釈放者等に対する保護観察官による継続的支援の実施（R3年度～）
- ▶ 更生保護施設職員による退所者等に対する生活相談等の実施（全国8の施設で訪問支援事業のモデル実施）（R3.10～）

主な成果

○ 仮釈放率の向上

57.7% (H27) → **59.2%** (R2)

○ 満期釈放者の帰住先確保状況の改善

適当な帰住先のない満期釈放者数

5,577人 (H27) → **3,266人** (R2)

○ 2年以内に再入所した満期釈放者数

2,709人 → **1,936人**※
(H27 出所者) (R元出所者)

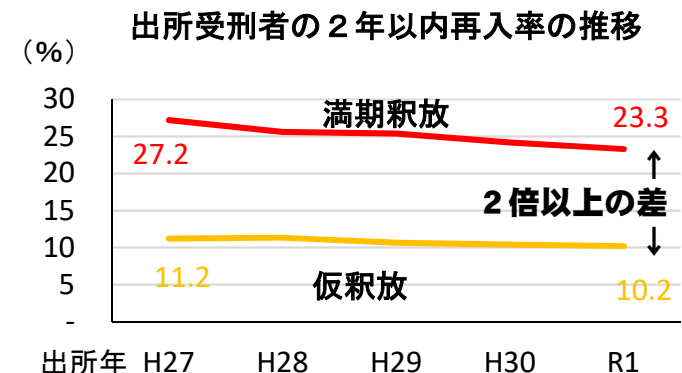
※ 刑の一部執行猶予の実刑部分終了者を含む

○ 満期釈放者の2年以内再入率

27.2% → **23.3%**
(H27 出所者) (R元出所者)

今後の課題

- 民間協力者等との協働・連携強化による地域における継続的支援体制の構築
 - ・ 支援ネットワークの充実
 - ・ 更生保護施設による訪問支援事業の充実
 - ・ 地方公共団体による取組の促進・支援
- 更生緊急保護制度の拡充
 - ・ 期間・対象の拡大等
- 生活環境の調整・調査体制の一層の充実



⑨ 民間協力者の活動の促進(1) ～保護司等民間協力者の確保～

主な取組

1. 保護司の適任者確保の推進

- ▶ 保護司活動への支援
 - ・ 保護司の地域の活動拠点として、更生保護サポートセンターの設置を推進
 - ・ 保護司活動のICT化等を推進
- ▶ 適任者の確保
 - ・ 保護司候補者検討協議会における効果的な協議と有益な情報収集を推進
 - ・ 保護司活動を体験する 保護司活動インターンシップを実施



表彰式の様子

2. 民間協力者に対する表彰の実施

- ▶ 内閣総理大臣が顕彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」において再犯防止分野の表彰を実施

主な成果

1. 保護司の適任者確保の推進

- ▶ 更生保護サポートセンターを、全国全ての保護司会（886地区）に整備
- ▶ 保護司専用ホームページの運用開始



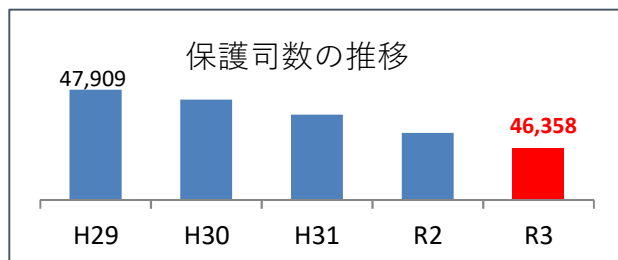
更生保護サポートセンター

- （・R3年8月から研さん資料がホームページで閲覧可能
・12月からはWEB上での報告書作成・提出機能も開始予定）

2. 民間協力者に対する表彰の実施

- ▶ H30年度以降、毎年、法務省を含む関係省庁や地方公共団体から推薦を得て、再犯の防止等に関する活動の推進において特に功績・功労があった合計8（3年で合計24）の民間協力者を総理大臣から表彰

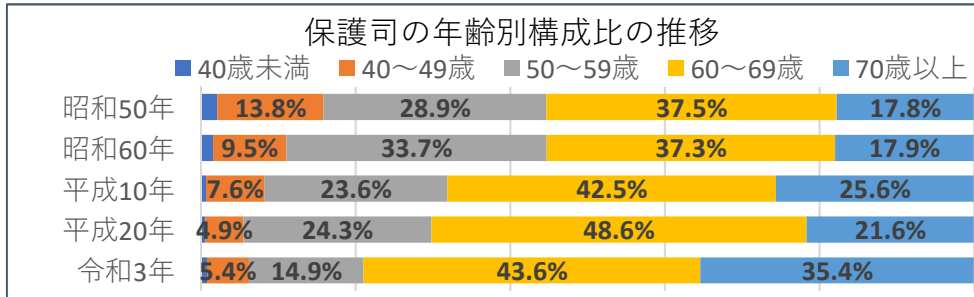
○ 若手を含めた保護司の適任者確保



- ▶ 保護司活動における負担軽減
 - ・ 保護司専用HPの充実等、保護司活動のICT化等をより一層推進
 - ・ 地方公共団体の協力確保（面接場所確保、保護司活動支援企業への優遇措置等）及び主体的な取組の促進
- ▶ 幅広い層からの人材確保
 - ・ 日本青年会議所との連携
 - ・ 保護司の社会的認知・評価の向上

○ 再犯防止に関する民間協力者による活動の普及・促進

- ・ 引き続き、再犯防止に関する活動の更なる普及・促進に資するような受賞者の選定に努めつつ表彰を実施



今後の課題

⑩ 民間協力者の活動の促進(2)

～再犯防止活動への民間資金の活用～

主な取組

1. 再犯防止分野におけるSIBの活用

▶ 再犯防止活動における民間資金の活用に関する調査研究（R元年度）

再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式（SIB）の案件組成のための調査研究を実施

▶ SIBによる非行少年への学習支援事業（R3年度～）

事業期間を令和3年度から令和5年度までとし、国内初となる再犯防止分野におけるSIBを活用した事業を開始

※SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）

あらかじめ合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる成果連動型民間委託契約方式（PFSS）の一類型であり、外部の民間資金を活用した官民連携による社会課題解決の仕組み

2. 立ち直り支援活動への民間資金の活用の促進

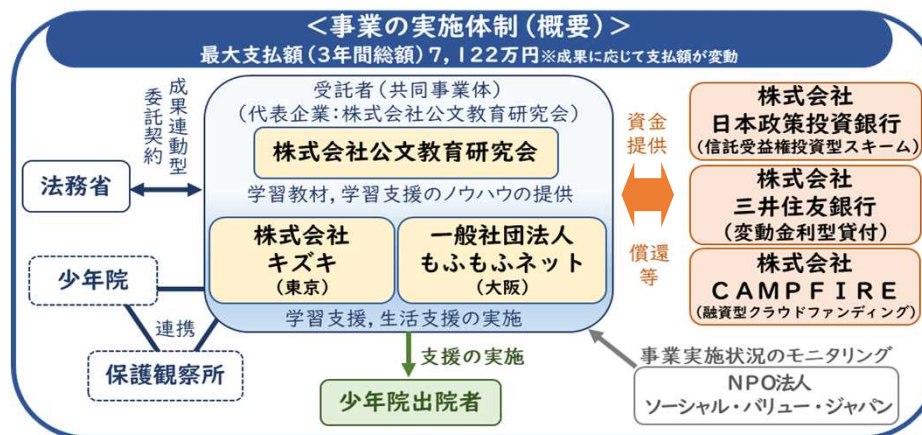
▶ 更生保護女性会やBBS会等の更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアル作成など、民間資金の活用を促進



立ち直り応援基金・Startup!イベント

主な成果

- 事業に要する経費として、3年間の国庫債務負担行為による予算を確保
- 事業スキームの構築（国が主導する初のSIB案件）



○ 「立ち直り応援基金」の創設

全国の草の根の立ち直り支援活動に助成する目的で、更生保護法人日本更生保護協会が、一口千円からインターネットで寄附できる仕組みを令和2年8月創設

今後の課題

- 事業の実施結果を踏まえた再犯防止分野におけるSIB事業の推進
- 地方公共団体において再犯防止分野におけるPFSS/SIBの活用が促進されるための手引の作成・普及啓発の実施
- 立ち直り応援基金の認知度向上・賛同者確保等民間資金の活用の一層の促進
更生保護女性会やBBS会等の更生保護関係団体への情報提供も引き続き実施

⑪ 地方公共団体との連携強化

主な取組

1. 地域再犯防止モデル事業の実施と成果の横展開

- ▶ 地方公共団体独自の取組を促進するため、H30年度からR2年度までの3年間、**36**の地方公共団体に委託し、地域の実情に応じた再犯防止のモデル的な取組と効果検証を実施



都道府県再犯防止等推進会議



※委託先となった36の地方公共団体

2. 再犯防止のネットワークの構築

- ▶ 平成30年度から、「市町村再犯防止等推進会議」及び「都道府県再犯防止等推進会議」を年1回実施
- ▶ 令和3年度から「地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会」を実施

主な成果

1. ノウハウ・知見の蓄積と共有

- ▶ 地域再犯防止推進モデル事業では、委託先となった地方公共団体において、
 - 薬物事犯者や性犯罪者を対象とした取組
 - 社会復帰のためのワンストップ相談支援
 - 刑事司法手続きを離れた者に対する「入口支援」及び「出口支援」など、それぞれの地域の実情に応じた取組を実施
- ▶ 「市町村再犯防止等推進会議」の登録団体への情報提供ほか、「地方公共団体における再犯防止を促進するための協議会」の開催等を通して、モデル事業で得られた成果・課題について、全国の地方公共団体への横展開 ※市町村再犯防止等推進会議 **307**団体(R3.9.1時点)
- ▶ 地方再犯防止推進計画等の策定の促進
※計画等の策定 **221**団体(R3.10.1時点)

2. 国、都道府県、市町村の役割分担の検討

- ▶ 「地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会」において、ブロック及び地域の枠組みごとに検討を実施

今後の課題

- モデル事業が終了し、令和3年度から、国による財政的な支援がなくなった状況の下、取組を取りやめ・縮小せざるを得ない地方公共団体が少なくない
⇒ 地方公共団体での再犯防止の取組が持続可能なものとなるよう、財政的支援を含め、更なる支援の検討、取組の推進
- 地方計画の策定が進んだものの、計画に基づく具体的施策の進捗にはなおばらつきがある
⇒ 地域のネットワーク構築の維持・強化のほか、国、都道府県、市町村の三者の役割分担を明確化するとともに、地方公共団体同士の横の連携体制の強化を図る

地方再犯防止推進計画等の策定状況 (R3.10.1現在)

※法務省調べ
(各都道府県、指定都市からの回答に基づく)

策定済み(条例の制定を含む) : **221** 団体

- 都道府県 : **46** 団体
※ 奈良県は、「奈良県更生支援の推進に関する条例」を制定
- 指定都市 : **16** 団体 ※ 以下太字
- その他の市町村(特別区を含む) : **159** 団体
※ 兵庫県明石市、奈良県奈良市及び五條市は、条例を制定

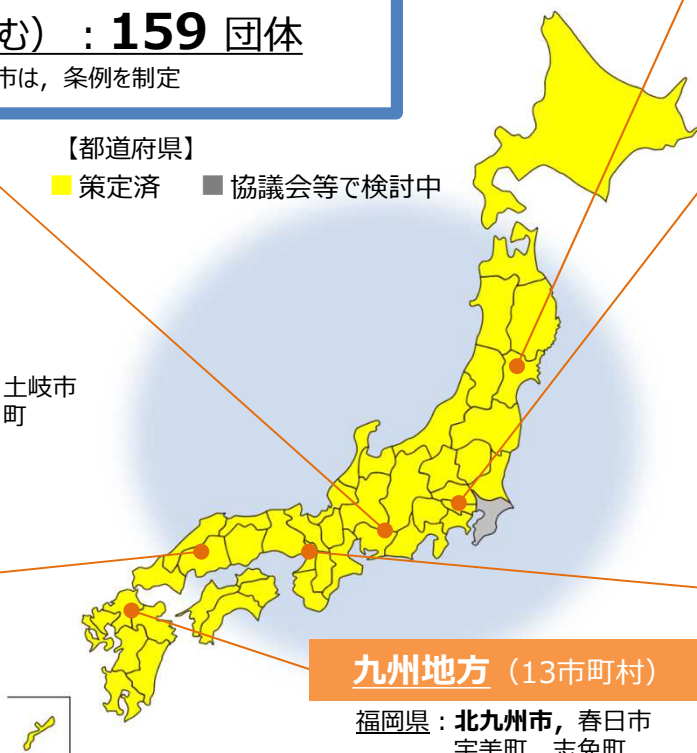
甲信越・中部地方 (33市町村)

- 新潟県 : **新潟市**, 長岡市
 富山県 : 高岡市, 砺波市, 射水市
 石川県 : 金沢市, 七尾市, 小松市
 福井県 : 大野市
 山梨県 : 小菅村
 長野県 : 松本市, 岡谷市, 須坂市, 千曲市
 岐阜県 : 岐阜市, 多治見市, 美濃市, 美濃加茂市, 土岐市
 各務原市, 瑞穂市, 富加町, 七宗町, 白川町
 静岡県 : **静岡市**, **浜松市**, 御殿場市
 愛知県 : 豊橋市, みよし市
 三重県 : 四日市市, 伊勢市, 名張市, 多気町

中国・四国地方 (44市町村)

- 鳥取県 : 米子市
 島根県 : 松江市, 大田市, 安来市, 邑南町
 岡山県 : **岡山市**, 久米南町
 広島県 : **広島市**, 三原市, 尾道市, 大竹市
 廿日市市
 山口県 : 下関市, 宇部市, 山口市, 防府市
 下松市, 岩国市, 光市, 柳井市, 美祢市
 周南市, 周防大島町, 和木町, 平生町
 徳島県 : 小松島市, 阿南市, 東みよし町, 上板町
 香川県 : 高松市, 丸亀市, 善通寺市, 宇多津町
 愛媛県 : 松山市, 今治市, 新居浜市, 西予市
 東温市, 内子町, 松野町, 愛南町
 高知県 : 室戸市, 香南市, 梶原町

【都道府県】
 ■ 策定済 ■ 協議会等で検討中



※離島を除く

北海道・東北地方 (15市町村)

- 北海道 : 小樽市, 帯広市, 北見市
 苫小牧市, 北広島市
 岩手県 : 盛岡市
 宮城県 : **仙台市**, 名取市, 多賀城市
 大崎市
 秋田県 : 秋田市, 男鹿市, 鹿角市, 大仙市
 福島県 : 福島市

関東地方 (42市町村)

- 栃木県 : 宇都宮市, 栃木市, さくら市
 群馬県 : 前橋市, 館林市, 富岡市, 安中市
 嬬恋村, 明和町, 邑楽町
 埼玉県 : **さいたま市**, 川越市, 越谷市, 朝霞市
 志木市, 白岡市, 三芳町, 川島町, 吉見町
 ときがわ町, 美里町
 千葉県 : 南房総市
 東京都 : 千代田区, 大田区, 中野区, 豊島区
 八王子市, 府中市, 国分寺市, 福生市
 武蔵村山市, 瑞穂町, 日の出町
 神奈川県 : **横浜市**, **川崎市**, **相模原市**, 鎌倉市
 藤沢市, 厚木市
 座間市, 南足柄市, 開成町

近畿地方 (28市町村)

- 滋賀県 : 草津市, 野洲市, 甲賀市, 日野町
 京都府 : **京都市**, 宇治市
 大阪府 : **大阪市**, **堺市**, 豊中市, 高槻市, 茨木市
 泉佐野市, 寝屋川市, 河内長野市
 柏原市, 羽曳野市, 門真市, 摂津市
 高石市, 藤井寺市, 交野市, 大阪狭山市
 忠岡町
 兵庫県 : **神戸市**, 明石市(※), 加古川市
 奈良県 : 奈良市(※), 五條市(※)

※ 兵庫県明石市、奈良県奈良市及び五條市は、条例を制定

九州地方 (13市町村)

- 福岡県 : **北九州市**, 春日市
 宇美町, 志免町
 佐賀県 : 吉野ヶ里町
 長崎県 : 西海市, 雲仙市
 熊本県 : **熊本市**
 宮崎県 : 川南町, 日之影町
 五ヶ瀬町
 鹿児島県 : 奄美市
 沖縄県 : 北大東村

その他の再犯防止に向けた取組

- ⑫ 関係機関の人的・物的体制の整備
- ⑬ 情報の共有, 検証, 調査研究の推進
- ⑭ その他再犯防止に関する広報活動等

⑫ 関係機関の人的・物的体制の整備

主な取組

1. 必要な人的体制の整備の推進

- ▶ 高齢者や障害を有する受刑者等に対して、その特性に応じた的確な支援を行うため、刑事施設及び少年院に福祉専門官を配置
- ▶ 受刑者に対する重点的・継続的な生活環境の調整、満期釈放者に対する社会復帰支援の充実強化等のため、地方更生保護委員会及び保護観察所に保護観察官を増配置するなど、人的体制の整備を実施



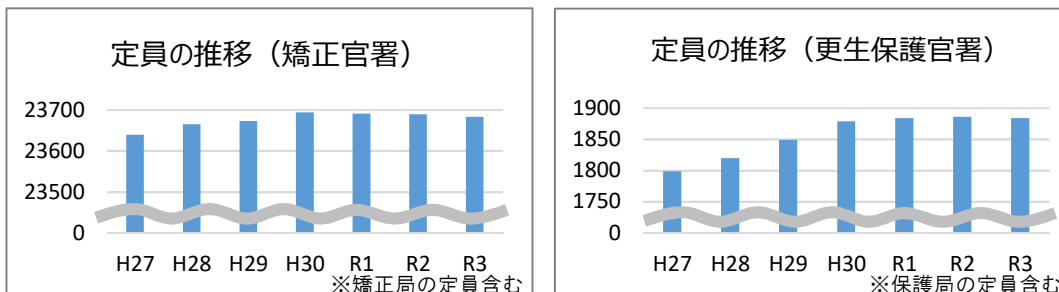
老朽化した刑事施設の様子

2. 物的体制の整備

- ▶ 再犯防止施策の基盤となる矯正施設について、現行の耐震基準以前に建築された老朽施設の建替え・長寿命化等を実施するとともに、各種施策に合わせた改修・修繕を実施
- ▶ 帰るべき場所のない刑務所出所者等を受け入れ、再犯防止に必要な支援・指導を行う更生保護施設について、その受入れ・処遇機能を強化するため、老朽化した施設や現行の耐震基準を満たさない施設の建替え・補修等を計画的に実施

主な成果

1. 必要な人的体制の整備の推進



- ▶ 福祉専門官の増員により、受刑者等の福祉サービスのニーズの早期把握の加速化や的確な支援の拡充を実現
(福祉専門官配置施設数)
・ H27年度：刑事施設 26庁
少年院 2庁 → R3年度：刑事施設 58庁
少年院 9庁
- ▶ 新たな官職の設置等による、受刑者等の生活環境の調整や釈放後の社会復帰支援の充実化を実現
・ 全ての地方更生保護委員会に調整指導官を配置(H28～29年度)
・ 全国15庁の保護観察所に社会復帰対策官を配置(R3年度)

2. 物的体制の整備

- ▶ 現行の耐震基準以前に建築された矯正施設の建替え・長寿命化等を実施
※予算額：1,950億円 (H28～R2)
H28.4.1 ・旧基準以前 61庁 → R3.4.1 45庁
・旧基準 80庁 → 74庁
- ▶ 医療体制の充実として、東日本成人矯正医療センター等の整備を実施
- ▶ 更生保護施設の建替えを10施設、大規模な改修や小中規模の修繕等を延べ125施設に実施 ※予算総額：19億9,415万円 (H28～R2(R2補正予算除く))

今後の課題

○ 必要な人的体制の整備の推進

- ▶ 次期計画に引き継がれる各施策を適切かつ効果的に推進し、「世界一安全な国、日本」を実現するため、引き続き、保護観察官等の必要な人的体制の整備を着実に推進

○ 物的体制の整備の推進

- ▶ 矯正施設284庁のうち、119庁が現行の耐震基準以前に建築された施設であり、老朽化により整備が必要な建物も多く残っていることから、引き続き、再犯防止施策の基盤となる矯正施設や更生保護施設の環境整備を着実に推進

主な取組

1. 検察・矯正・保護の各段階における情報の共有システムの構築



- ▶ 検察庁・矯正施設・更生保護官署が保有する対象者情報のうち，相互利用に適する対象者情報を一元的に管理・共有するデータベースシステム（H29.12～運用開始）
- ▶ 他の機関が個々の対象者に実施した処遇等の内容の詳細を把握できるデータ参照機能や，多数のデータを用いた再犯等の実態把握や施策の効果検証等を容易にするデータ分析機能を運用

2. 効果検証センターにおける施策の効果検証等



- ▶ 刑事施設，少年院及び少年鑑別所について組織横断的な効果検証を推進するため，矯正研修所に「効果検証センター」を新設（H31.4）
- ▶ 矯正処遇，矯正教育，社会復帰支援，鑑別・観護処遇等に係る効果検証に加え，アセスメントツールや処遇プログラムの開発及び維持管理に資する研究等を体系的に実施

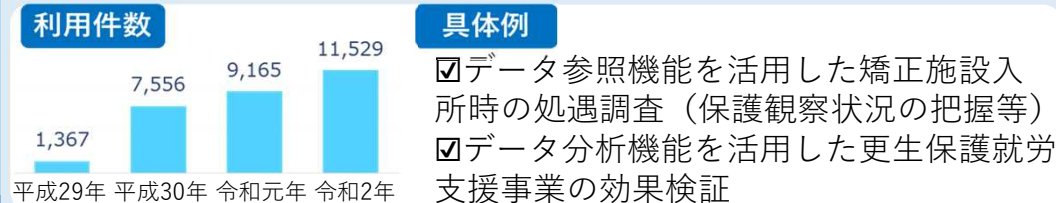
3. 法務総合研究所における調査研究



- ▶ 再犯防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等を検討するための基礎資料を提供するべく，犯罪の種類や犯罪者の属性等に着目し，各種調査研究を実施

主な成果

1. 情報の相互利用による対象者に対する処遇・支援等の充実，迅速かつ効率的な再犯や施策等の実態把握及び再犯要因・効果検証等の分析が可能となった



2. 施策の見直しや新たな施策の立案等に活用したほか，研修等の機会を通じて実務に還元し，職員の職務能力向上に貢献した

実施件数

年度	効果検証等	研修会等
令和元年度	23題	44回
令和2年度	19題	23回

具体例

- ☑受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の開発
- ☑性犯罪再犯防止指導の効果検証結果の公表

3. 調査研究の成果である「研究部報告」を発刊し，罪種や属性ごとに見た犯罪者の実態を明らかにした

- 具体例
- ☑「青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究」
 - ☑「薬物事犯者に関する研究」

今後の課題

- **再犯の防止等に資するデータの戦略的な利活用の推進が重要**
 - ・ 関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報のデジタル化を一層推進するとともに，EBPM・PDCAの観点からの十分かつ戦略的なデータの利活用を図る
- **効果検証等の取組から得られた知見や技術の一層の活用が重要**
 - ・ 現場施設の実務に直結する効果検証等の成果の分かりやすさ，使いやすさとともに，社会への説明責任を果たし，学術的な検討にも耐える正確さ，専門性の高さの両立を実現する
- **適切な研究テーマの設定及び効果的な発信が重要**
 - ・ 犯罪者の属性等別に見た再犯の状況に鑑みて適切な研究テーマを設定し，早期かつ効果的に成果を発信する

⑭ その他再犯防止に関する広報活動等

年次報告（再犯防止推進白書）

- 「再犯防止推進白書」は、再犯防止推進法第10条に基づき、国会に提出する年次報告
- H29年12月に閣議決定した「再犯防止推進計画」に掲げられた115の施策について、各年度の取組を中心に、これまでに政府が講じた取組を掲載
- 民間協力者等の活動を紹介する「コラム」のほか、各年ごとにテーマを設定した「特集」を掲載



R2年版 特集
【地方に広がる再犯防止施策】

再犯防止啓発月間を中心とした広報・啓発活動

- 毎年7月を「再犯防止啓発月間」と規定（再犯防止推進法第6条）
 - ▶ 法務省は、関係機関等と連携して、“社会を明るくする運動”を中心とした広報・啓発活動を実施
- H30年度・R元年度は、7月に「再犯防止シンポジウム」を実施
R2年度は、1月にYouTubeを活用した広報・啓発イベントを実施
- 再犯防止に関心を持ってもらうため、Twitterにおける幅広い情報発信や、YouTubeにおける多様な映像コンテンツの発信等を実施



第70回
社会を明るくする運動

幸福の黄色い羽根 ▶

社会を明るくする運動の趣旨への賛同を示し、
強調月間の数日間に関僚全員が着用



再犯防止シンポジウム
2019の様子



矯正局公式Twitter



YouTubeを活用した
広報啓発イベント
「再犯防止ってなに？」

「広がり、つながる更生保護」活動

- 更生保護制度施行70周年を迎え、全国大会を実施
 - ・天皇皇后両陛下が御臨席、三権の長が参列
 - ・「広がり、つながる更生保護」を宣言



- 更生保護に協力するボランティアである「BBS」会員が、京都コンgres・ユースフォーラムに参加
- 京都コンgresのサイドイベントとして世界保護司会議を開催



ユースフォーラムでBBS会員が発表 (R3.2)



世界保護司会議 (R3.3)

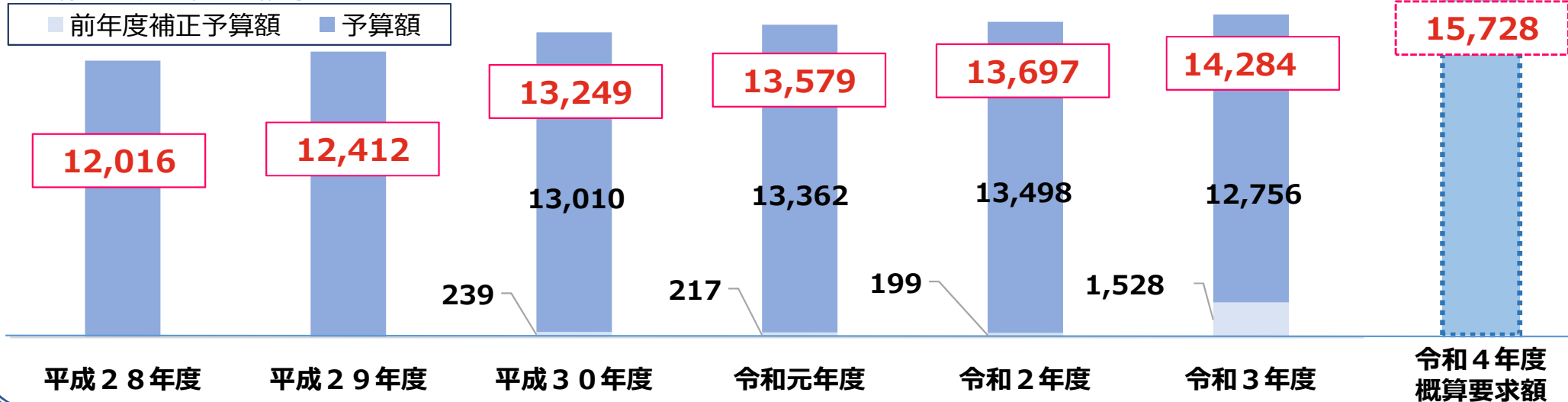
再犯防止に関する予算等

再犯防止の推進に関する法務省予算等の推移について

再犯の防止等の推進に関する法務省予算等の推移について

～再犯の防止等の推進に関する法律の施行から～

※矯正施設の環境整備等を除く(単位：百万円)



就労の確保

- ▶ コレワークの設置 **拡充**
【H28：2箇所】→【R2：8箇所】 **拡充**
- ▶ 更生保護就労支援事業 **拡充**
【H28当初予算額：167百万円】
→【R3当初予算額：227百万円】 **拡充**
- ▶ 刑務所出所者等就労奨励金 **拡充**
【H28当初予算額：549百万円】
→【R3当初予算額：575百万円】

住居の確保

- ▶ 更生保護施設の受入れ・処遇機能強化 **拡充**
【H28当初予算額：4,375百万円】(※1)
→【R3当初予算額：4,835百万円】(※2)
- ▶ 緊急的住居確保・自立支援対策 **拡充**
【H28当初予算額：432百万円】
→【R3当初予算額：633百万円】
- ▶ 更生保護施設の整備
【H28当初予算額：391百万円】
→【R2補正予算額：484百万円】

保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ▶ 検察庁における社会復帰支援の実施体制の充実
【H28当初予算額：29百万円】
→【R3当初予算額：88百万円】 **拡充**
- ▶ 矯正施設における福祉専門官の配置 **拡充**
【H28：施設数36庁 配置人員36名】
→【R3：施設数67庁 配置人員79名】 **拡充**
- ▶ 更生保護施設への専門スタッフの配置 **拡充**
【H28当初予算額：565百万円】(※1の内数)
→【R3当初予算額：641百万円】(※2の内数)

満期釈放者対策

- ▶ 保護観察所への社会復帰対策官の配置 **新規**
(R3年度から) 【令和3年度：15人】 **拡充**
- ▶ 地方更生保護委員会への調整指導官の配置 **拡充**
【H28年度：4人】→【令和3年度：11人】
- ▶ 更生保護施設による息の長い支援 **新規**
(訪問支援スタッフの配置, R3年度から) **新規**
【R3当初予算額：25百万円】(※2の内数)

民間協力者の活動促進

- ▶ 保護司活動の基盤整備・ICT化 **拡充**
【H28当初予算額：2,668百万円】
→【R2補正・R3当初予算額：3,104百万円】
- ▶ S I Bによる非行少年への学習支援事業 **新規**
(R3年度からR5年度まで) **新規**
【予算総額：71百万円】

地方公共団体との連携強化

- ▶ 地域再犯防止推進モデル事業 **新規**
(H30年度からR2年度まで) **新規**
【予算総額：589百万円】
- ▶ 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会等の実施 (R3年度) **新規**
【R3当初予算額：19百万円】 **新規**

令和3年版 再犯防止推進白書 (概要)



令和3年12月

法 務 省

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における課題と対策

受刑者の処遇や出所後の立ち直りへの取組

第1章・コラム1・コラム8

● 受刑者の処遇における課題と対策

課題

- ・矯正施設は、限られた空間の中で集団処遇を実施しているため、3つの密の条件が重複
→施設内で感染症が発生した場合の感染拡大リスクが大きく、対策が必要
- ※刑事施設における感染者数（令和3年9月末日時点）
職員：307名 被収容者：434名 患者クラスター（集団）認定された施設：10施設

対策

「矯正施設感染防止タスクフォース」を設置し、
感染症対策のためのガイドラインを策定

- ・職員による状況に応じた個人防護具の装着
- ・入所時から2週間、単独室における検温・健康観察
- ・感染発生時のシミュレーション訓練の実施



感染者隔離の訓練の様子

● 刑務所出所者等の就労における課題と対策

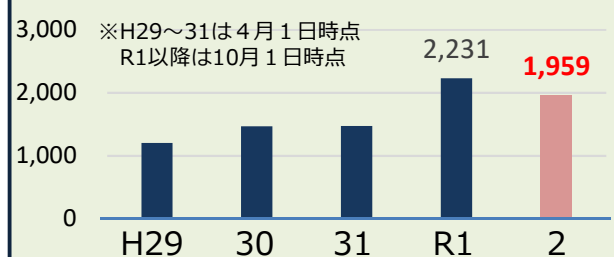
課題

保護観察終了時に無職である者の数は、前年から大きく増加

	保護観察終了者	無職である者
H28	31,827	6,866 (22.1%)
年 29	29,649	6,360 (21.9%)
30	27,994	5,779 (21.2%)
次 R1	26,184	5,444 (21.3%)
2	24,844	6,075 (25.0%)

課題

協力雇用主に実際に雇用されている刑務所出所者等数は、前年から減少



対策

新たな協力雇用主の開拓・確保や、協力雇用主の活動に対する支援の充実

● 民間協力者の活動における課題と対策

○ 保護司、篤志面接委員や教誨師

課題 感染症対策のため、面接や教誨等の実施が困難に

対策 飛沫防止用のパーティションの設置や定期的な換気により対応

○ 更生保護女性会やBBS会

課題 「密」を避けるため、行事の開催や交流機会の確保が困難に

対策 感染対策をとりやすい屋外での行事等にシフト



パーティションを隔てた面接の様子
(篤志面接委員)

コロナ禍における社会貢献のための新たな取組

施策84・コラム12

● 刑事施設における医療用ガウンの製作

令和2年5月から42庁の刑事施設において、約140万着の医療用ガウンを製作し、全国の医療従事者に届くよう、都道府県に納品

● 少年院におけるマスクの製作

複数の施設の在院者がマスクを製作し、社会福祉法人や民間協力者に寄贈




刑事施設での医療用ガウン製作の様子

特集 1 満期釈放者対策を始めとした“息の長い”支援の充実に向けて

2年以内再入率について、満期釈放者（23.3%）は仮釈放者（10.2%）より**2倍以上高く、満期釈放者の再犯対策が喫緊の課題**

⇒ **仮釈放に向けた取組、満期釈放者への継続的な支援が必要**

仮釈放に向けた取組	満期釈放者への継続的な支援
<h3>満期釈放となる背景</h3>	<h3>満期釈放者のニーズ</h3>
<p>満期釈放者の約9割は仮釈放申出がなされておらず、その主な理由は「住居調整不良」及び「行状不良」</p>	<p>満期釈放者の約7割に精神・身体上の配慮が必要（※） <small>※令和2年5月及び6月に刑事施設から満期釈放となった者（1,289人）を対象とした調査</small></p>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="127 694 383 1030"> <p>満期釈放者（7,728人）</p> </div> <div data-bbox="399 694 766 1120"> <p>仮釈放申出がなされなかった理由（複数回答）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居調整不良（4,400） 62.5% 行状不良（2,342） 33.2% 暴力団離脱意志なし（544） 7.7% その他（2,177） 30.9% </div> </div>	
<h3>受刑中の取組</h3>	<h3>受刑中の取組</h3>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰住地が定まらない受刑者に助言・指導を行うなど、<u>住居確保のための支援等</u>を実施 ・ <u>行状不良が目立つ受刑者の問題を改善するため、心理学等の専門的知識及び技能を有する調査専門官がカウンセリング等</u>を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉専門官や社会福祉士等により、高齢又は障害のある満期釈放予定者が、満期釈放後に必要な福祉的支援を利用できるよう調整 <h3>出所後の取組</h3> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>更生緊急保護</u>により、保護観察所と関係機関等が連携して継続的な支援を実施 

刑事手続終了後を含めた“息の長い支援”の取組

地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県における取組 → 矯正施設在所中から、地域生活定着支援センターが出所後の生活に必要な福祉サービス等への調整を開始 ・ 千葉県における取組 → 独自に設置した中核地域生活支援センターが地域の福祉サービス等へ調整 	
	民間協力者	

特集2 京都コンgres

京都コンgres開催の意義

- ・ 犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の国際会議であり、令和3年3月に京都で開催
- ・ 「京都宣言」の交渉過程において、「誰一人取り残さない社会」の理念を背景に、国際社会において再犯防止を推進すべきとの合意が形成
- ・ 採択された京都宣言において「再犯防止のためのマルチステークホルダー・パートナーシップの推進」等が明記



京都コンgres開会式の様子

京都コンgresにおける再犯防止

ワークショップ「再犯防止：リスクの特定とその解決策」

- ・ 犯罪者の社会への再統合に向けて、刑事司法の全ての段階において、社会復帰に適したプロセスや環境を確保することが重要であることを確認
- ・ 「再犯防止国連準則」の策定を提案



14th United Nations Congress
ワークショップの様子

世界保護司会議

- ・ 更生保護に携わる世界各国の地域ボランティアと実務家が一堂に会する初の国際会議
- ・ 保護司を始めとする地域ボランティアの有用性や、保護司制度（“HOGOSHI”）を世界に広めていくための方策等について議論
- ・ 議論の成果として、「京都保護司宣言」を採択



保護司による発表の様子

女性犯罪者の再犯防止と社会復帰

- ・ 策定後10周年を迎えた「バンコク・ルールズ」の内容を踏まえ、女性犯罪者の再犯防止と社会復帰をテーマに、各国における優れた実践や課題を共有



サイドイベントの様子

法務省政策提案ワークショップ

- ・ 国内で行われた「犯罪・非行からの立ち直り」をテーマとしたアイデアソンにおいて選ばれた政策アイデアについて、発案した学生グループから発表
- ・ 既存の枠にとらわれない、学生による自由な発想を忌たなく発信



学生による発表の様子

再犯防止分野におけるS I Bの課題と可能性

- ・ 法務省が令和3年から行う「再犯防止」に関するソーシャル・インパクト・ボンド（S I B）事業（日本政府が主体的に取り組むS I B事業としては初の取組）を紹介
- ・ 海外の有識者から、諸外国におけるこれまでの取組を踏まえたS I Bの課題や意義を紹介



サイドイベントの様子

京都コンgresの成果と今後の展望

- ・ ワorkshopで提案された「再犯防止国連準則」（通称「京都モデルストラテジー（仮称）」）の策定を始めとした成果展開（レガシー）
- ・ 令和3年5月の国連犯罪防止刑事司法委員会（ウィーン）において、再犯防止国連準則の策定プロセスを進めるための決議案が全会一致で採択されるとともに、再犯防止をテーマとしたサイドイベントを開催

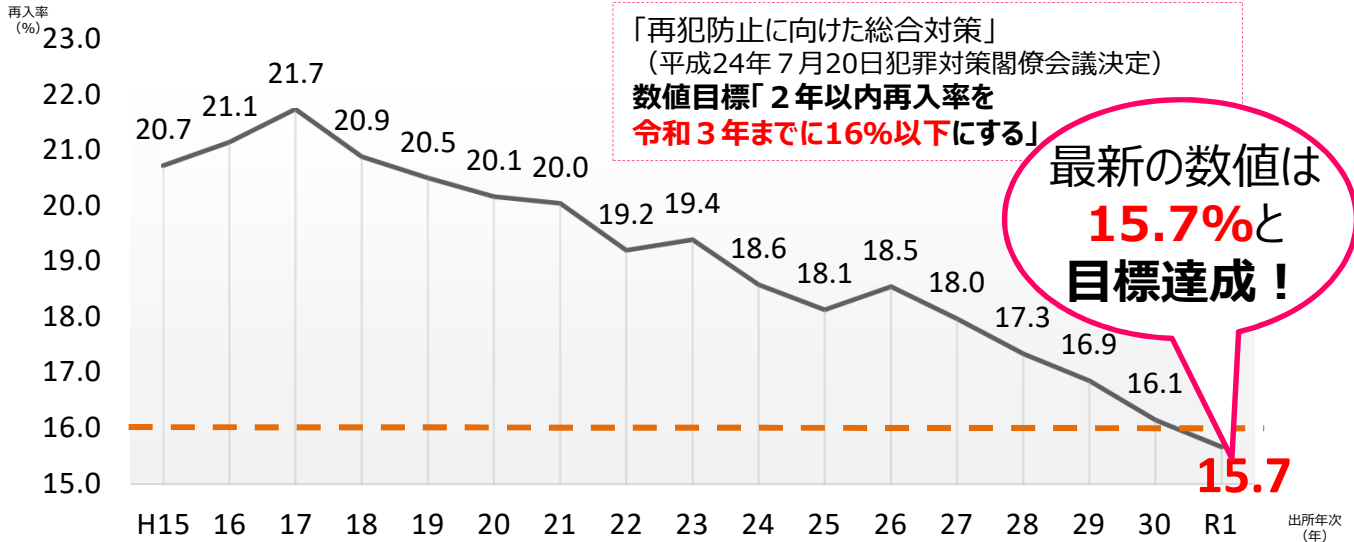
→令和5年又は令和6年に「再犯防止国連準則」の採択を目指す

第1章 再犯防止をめぐる近年の動向

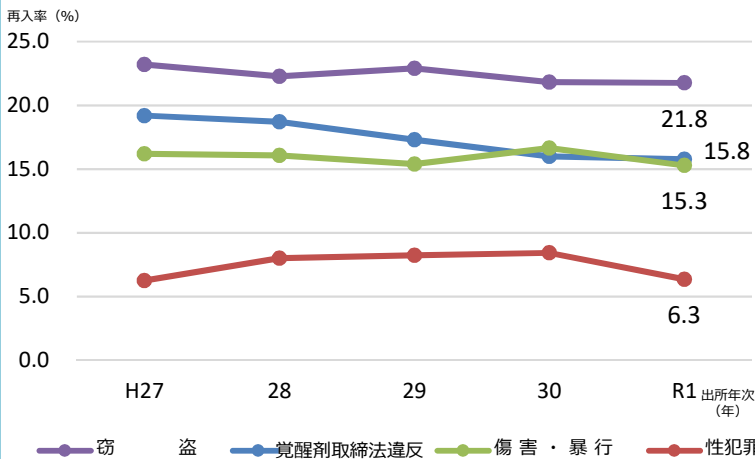
再犯の防止等に関する施策の成果指標・参考指標

成果指標：出所受刑者の2年以内再入率の推移（※1）

（※1）2年以内再入率：出所年を含む2年間で受刑のために刑事施設に再入所した者の割合



主な罪名別の2年以内再入率の推移

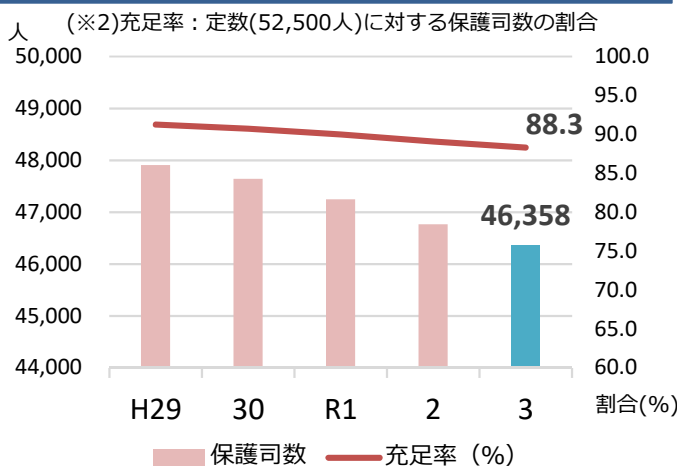


出所事由別2年以内再入率（2年以内再入者数）

	満期釈放者	仮釈放者
H27	27.2 (2,709)	11.2 (1,516)
H28	25.6 (2,470)	11.3 (1,501)
H29	25.4 (2,348)	10.7 (1,364)
H30	24.2 (2,114)	10.4 (1,282)
R1	23.3 (1,936)	10.2 (1,189)

その他の参考指標

保護司数及び保護司充足率（※2）



薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合

年度	薬物事犯保護観察対象者数	うち治療・支援を受けた者の数(割合)
H28	7,501	333 (4.4)
H29	7,569	393 (5.2)
H30	7,717	527 (6.8)
R1	8,096	566 (7.0)
R2	8,549	613 (7.2)

第2章 就労・住居の確保等のための取組

就労の確保等

- **就職に向けた相談・支援等の充実**
 - ・ 総合的就労支援対策の実施、コレワークの活用
- **協力雇用主の活動に対する支援の充実**
 - ・ 身元保証、刑務所出所者等就労奨励金の支給
- **一般就労と福祉の狭間にある者の就労の確保**



広島刑務所におけるコグトレの受講風景

コラム：広島大学と連携したコグトレによる就労移行準備指導の取組

住居の確保等

- **矯正施設在所中の生活環境の調整の充実**
 - ・ 調整を行う保護観察官を11庁の刑事施設に駐在
- **更生保護施設等の一時的な居場所の充実**
 - ・ 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実
 - ・ 更生保護施設退所後のフォローアップ支援の充実
- **地域社会における定住先の確保**
 - ・ 刑務所出所者等の住まい確保に向けた関係省庁の連携



更生保護施設の処遇の様子

第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

高齢者又は障害のある者等への支援等

- **関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実**
 - ・ 高齢者又は障害のある者等に対する指導の充実
 - ・ 地域の支援ネットワーク構築の推進等の多機関連携
- **高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施**
 - ・ 地域生活定着支援センターによる被疑者等支援業務の開始



入口支援におけるケア会議の様子

コラム：山形市社会福祉協議会における入口支援のアドバイザー業務

薬物依存を有する者への支援等

- **刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等**
 - ・ 矯正施設、保護観察所における再犯リスクを踏まえた指導プログラム等の実施
- **治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実**
 - ・ 薬物依存症治療の専門医療機関の選定
 - ・ 自助グループを含めた民間団体の活動の促進



藤岡ダルクにおけるアセスメント面談の様子

コラム：藤岡ダルクでの新しい取組

第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

- **児童生徒の非行の未然防止等**
 - ・少年鑑別所における心理相談等の実施
- **非行等による学校教育の中断の防止等**
 - ・矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の実施、指導体制の充実
- **学校や地域社会において再び学ぶための支援**
 - ・BBS会等の民間協力者による学習相談・学習支援の実施



茨城農芸学院における学習支援の様子

コラム：茨城農芸学院における発達に課題を抱える者への修学支援の取組

第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

- **適切なアセスメントの実施**
 - ・再犯リスク等を踏まえた的確な処遇方針の策定
- **特性に応じた効果的な指導等の充実**
 - ・「性犯罪者処遇プログラム検討会報告書」を踏まえ矯正施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導等を目指すプログラムへの改訂作業等
 - ・「「ストーカー」「特殊詐欺」「嗜癖的窃盗」等の類型を定めた新たな「保護観察類型別処遇要領」の策定
- **犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等**



犯罪被害者の遺品等を展示する「生命のメッセージ展」の様子

コラム：「生きがいをもった生き直し」から再犯防止へ（ワンネスグループによる支援）
コラム：「被害者の視点を取り入れた教育」の一環としての「生命のメッセージ展」

第6章 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

- **民間ボランティアの確保**
 - ・「保護司の適任者確保のための緊急行動宣言」を踏まえた地方対策本部の設置
- **民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進**
 - ・ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による非行少年への学習支援事業の実施
 - ・「立ち直り応援基金」の創設
- **再犯防止に関する広報・啓発活動の推進**
 - ・“社会を明るくする運動”やオンラインを活用した広報・啓発イベント、SNSでの情報発信等の実施



FC東京と少年院在院者の交流



令和2年安全安心なまちづくり関係功労者表彰の様子

コラム：再犯防止を支える民間協力者の方々
コラム：立ち直り応援基金

コラム：社会を明るくする運動
コラム：安全安心なまちづくり関係功労者表彰

第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組

● 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

地域再犯防止推進モデル事業における取組と今後の対応について

事業概要

国と地方公共団体との協働により、地域社会における効果的な再犯防止に関する取組の在り方について調査・検討を進めるため、平成30年度から令和2年度までの3年間、法務省から委託を受けた36の地方公共団体において実施

取組内容

- ・ **薬物事犯者**を対象とした取組を実施した団体 5団体（栃木県、旭川市等）
- ・ **性犯罪事犯者**を対象とした取組を実施した団体 3団体（大阪府、福岡県等）
- ・ **非行少年**を対象とした取組を実施した団体 4団体（京都府、牛久市等）
- ・ いわゆる「**入口支援**」を実施した団体 15団体（滋賀県、名古屋市等）

事業成果

- ・ 地方公共団体における**再犯防止に関する取組のノウハウや経験の蓄積**
- ・ 再犯防止に関する取組を進めるための**地域におけるネットワークの構築**
- ・ 地方公共団体における**再犯防止に関する取組の必要性に関する意識醸成**

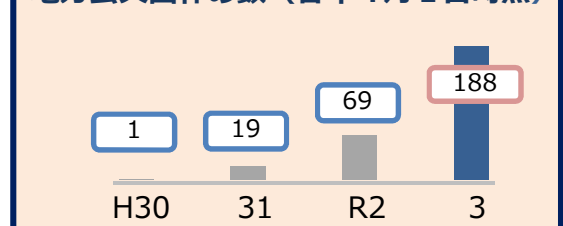
今後の対応

- ・ 地域における再犯防止の取組の好事例を全国に普及
- ・ 都道府県と市町村が連携した取組を促進するための**協議会の開催**
- ・ 地方公共団体における再犯防止の取組が持続可能となるための**支援の検討**

● 地方公共団体との連携の強化

- ・ 地方公共団体に対して、出所者情報を提供できる場合の留意点等を整理した執務参考資料を作成・配布
- ・ 矯正施設の所在自治体や都道府県・市町村ごとの会議を開催

地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数（各年4月1日時点）



第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

- 関係機関における人的体制の整備
- 関係機関の職員等に対する研修の充実等
- 矯正施設的环境整備



老朽化した刑事施設の外観の様子